

平戸市熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

1. 試行目的

夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場における熱中症対策を推進することを目的とする。

2. 対象工事

平戸市が発注する主たる工種が屋外作業である工事（営繕工事は除く）を対象とする。ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

3. 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が30度以上又は暑さ指数(WBGT)*が25度以上となる日をいう。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度以上又は暑さ指数(WBGT)*が25度以上の場合とする。

※暑さ指数(WBGT)：気温、湿度、輻射熱を取り入れた指標

(2) 工期

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

真夏日率は、以下の式により算出する。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

※真夏日率は小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。

4. 積算方法等

(1) 補正方法

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温等の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\text{熱中症補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^*$$

※補正係数：1.2

※熱中症補正值は小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。

(2) 現場管理費

- 土木工事標準積算基準・電気通信設備積算基準・機械設備積算基準による工事
- 土地改良工事積算基準・治山林道必携による工事
- 水道施設整備費に係る歩掛表による工事

$\text{対象純工事費} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}) + \text{熱中症補正值})$

- 港湾・漁港請負工事積算基準による工事

$\text{対象純工事費} \times (\text{現場管理費率} + \text{補正係数} + \text{熱中症補正值})$

5. 適用

本試行は、令和7年6月20日以降に起工する工事から適用する。

なお、令和7年4月1日以降起工分の工事についても受注者からの申し入れがあった場合には、受発注者による協議の上で適用することも可能とする。

6. 運用

- ・運用は、別紙1のとおりとする。
- ・熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う対象工事である旨等を公告文、特記仕様書等に明示する。（別紙2参照）

7. その他

- ・補助事業等の採択により別途適用しなければならない定めがある場合は、適宜判断の上で対応するものとする。（例：「4.積算方法等」）
- ・疑義が生じた場合は、受発注者による協議の上で対応するものとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正にあたっての考え方

1. 気温の計測方法等

(1) 計測方法

工事着手前に受注者より提出される施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載させる。

施工現場から最寄りの気象庁が公表している観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、真夏日とは日最高気温が30度以上の日をいい、WBGTを用いる場合は、WBGTが25度以上となる日を真夏日と見なす。

●運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子供の場合には中止すべき。
31～35℃	28～31℃	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人 [*] は運動を軽減または中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険が小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など

(公財) 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より

ただし、これにより難しい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いるものとする。

なお、計測に要する費用は受注者の負担とする。

(2) 計測結果の報告

施工計画書に基づき、計測結果の資料を提出させるものとする。

2. 積算方法等

受注者より提出された計測結果の資料をもとに、「平戸市熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」に基づき、真夏日率を算出し現場管理費率に加算するものとする。

なお、「緊急工事の場合」と重複する場合においても最高2%とする。

3. 対象工事である旨の明示

熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行対象工事である旨等を公告文、特記仕様書等に明示するものとする。（別紙2参照）

4. 施工箇所点在型工事への適用

施工箇所点在型工事については、点在する箇所ごとに補正を行うことができるものとする。

5. その他

上記の取扱いについて、地域の実情等により、対応が困難な場合については、これによらないことができる。

○公告文の記載例（熱中症補正）

「本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行うことができる試行工事である。」

○特記仕様書の記載例（熱中症補正）

第〇条 熱中症対策に資する現場管理費の補正について

1. 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行うことができる試行工事であり、熱中症対策に資する現場管理費補正を希望する場合は、受注者は施工計画書に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載するものとする。
2. 計測方法は、施工現場から最寄りの気象庁が公表している観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。ただし、これにより難しい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いるものとし、計測に要する費用は受注者の負担とする。
3. 真夏日率の算定式における工期は、工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
4. 施工計画書に基づき提出された計測結果をもとに対象期間内の真夏日率に補正係数を乗じて熱中症補正值を算出し、現場管理費率に加算するものとする。なお、真夏日とは日最高気温が30度以上の日をいい、WBGTを用いる場合は、WBGTが25度以上となる日を真夏日と見なす。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

$$\text{熱中症補正值} (\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^* \quad (*\text{補正係数} 1.2)$$

現場管理費

$$= \text{対象純工事費} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}) + \text{熱中症補正值})$$

「港湾・漁港請負工事積算基準による工事の場合」の現場管理費

現場管理費

$$= \text{対象純工事費} \times (\text{現場管理費率} + \text{補正係数} + \text{熱中症補正值})$$

ただし、「緊急工事の場合」と重複する場合においても最高2%とする。